

案 件 第 1 号  
個 別 審 査 案 件 書

- 1 受付年月日・受付番号 令和2年8月7日 許40
- 2 申請者住所・氏名 千葉県千葉市中央区長洲1-9-1  
千葉県警察本部長 楠 芳伸
- 3 申 請 場 所 市川市相之川4-7の一部
- 4 主 要 用 途 巡査派出所
- 5 工 事 種 別 新 築
- 6 許 可 条 文 建築基準法第44条第1項第2号  
…(道路内の建築制限の適用除外)
- 7 用 途 地 域 等 商業地域 400/80 防火地域  
南行徳駅周辺地区地区計画A地区

8 申 請 内 容

	用 途	構 造 階 数 最高高さ	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築面積 (m <sup>2</sup> )	延べ面積 (m <sup>2</sup> )
申 請 部 分	巡査派出所	木造 2階建て 7.400m	112.00	47.56	91.12
	合 計		112.00	47.56	91.12 容積率対象 87.12

9 許可を受ける施設 巡査派出所

10 公聴会開催の有無 無

# 建築基準法

(道路内の建築制限)

## 第四十四条

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路上に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの
- 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 四 公公用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

## 提 案 理 由

本計画は、東京メトロ東西線南行徳駅の駅前広場の道路用地内の巡査派出所の建て替えです。

昭和56年に建築された南行徳駅前交番（巡査派出所）は老朽化が進んでいることから、建て替え計画にいたりました。

計画建築物は、建築基準法第42条第1項第1号に規定する道路内に建築いたしますが、同法第44条第1項の規定により建築物は道路内に建築してはならないとあります。しかし、巡査派出所は公益上必要な建築物であり、建築物の配置について、通行に支障がない旨、警察や市川市と協議が整っております。

つきましては、特定行政庁が通行上支障がないと認めて許可することについて、建築審査会の同意をいただきたく提案するものです。